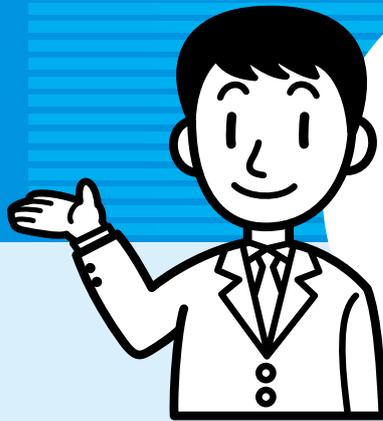


どんな所？

仕事をしています～

その③

- ・ 財政課
- ・ 税務課
- ・ 納税課
- ・ 市民課



納税課

Q1 どのような仕事をしていますか？

納税管理係では、住民の方から納めていただく市税等の徴収事務や納税思想の啓蒙などを行っています。滞納整理係では、未納の方に対して納付いただけるよう督促、催告、納税相談や滞納処分事務をしています。

Q2 今年度の主要な事業(取り組み)は？

住民の方が健康で文化的な生活をしていくために、市が行ういろいろな活動や公共サービスの費用は皆さんが納めていただく税金でまかなわれています。税金は貴重な財源で、住民の方に快く納めていただけるよう、「税負担の公平性」を図りながら、納税意識の高揚と啓蒙啓発、納税の適正化に努めています。

そして、今後もっと税金等を手間なく簡単に納付いただけるようなシステムをつくりあげていきたいと考えています。

Q3 課・所属から市民の皆さんに伝えたいこと等は？

日本国憲法で国民の三大義務のひとつとして「納税」が掲げられています。税は、私たちが社会で生活していくための「会費」のようなものです。定められた期限(納期限)までに自主的に納めていただくことが納税本来の姿で、市からの納税通知書等を受け取られたら、期限までに速やかに納付くださいますようお願いいたします。

市税を滞納することは、ルールを守っておられる納税者に不利益をあたえることはもちろん、市民全員にとって大きな損失となります。滞納となりますと督促や催告通知、滞納処分などの追加事務費用を要し、この費用も当然皆さんの税金から支出されます。市税を有効に使うため、納期限内納税にご協力ください。

なお、自主的に納付するわずらわしさや、うっかり納め忘れることのないよう、口座振替・自動払込をおすすめしますので、ご利用ください。



▲ 小学校での市職員による租税教育風景

【問合せ先】

納税管理係 ☎65-0681
滞納整理係 ☎65-0682 } FAX 63-4574

市民課

Q1 どのような仕事をしていますか？

市民課には、戸籍係・住民係の2つの係があり、戸籍係は戸籍に関する事務、住民係は住民基本台帳・外国人登録・印鑑登録に関する事務をしています。

直接の窓口は各支所総合窓口課であり、市民の皆さんと接する機会は少ないのですが、各支所で受付した戸籍届出の記載処理や、他市町村との間で行う戸籍や住民記録に関する通知の処理を行います。また、郵送申請による戸籍や住民票等の証明発行業務を行っています。このような皆さんからお預かりしている大切な情報を正確に安全に管理する業務をしています。

Q2 今年度の主要な事業(取り組み)は？

虚偽の届出により、本人が知らないうちに住所が変更されているといった事件が全国的に発生しています。このようななりすまし等による届出を防ぐために、10月から住民異動の届出時の本人確認を始めます。戸籍の届出に関しては、すでに本人も確認を実施していますが、転入・転出等の届出時に本人も確認書類をご提示いただくこととなりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

Q3 課・所属から市民の皆さんに伝えたいこと等は？

正確な戸籍・住民基本台帳の記録をするため、戸籍の届出や住民異動届・印鑑登録の届以外にも、窓口で本人確認書類等のご提示などをお願いすることがあります。

ご面倒をおかけしますが、本人の意思の確認と正しい情報を記載するため必要になるものですので、ご協力をお願いします。

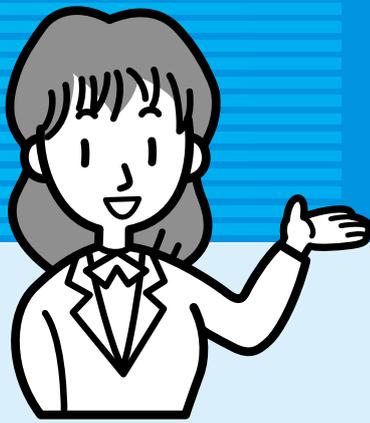


【問合せ先】

戸籍係 ☎65-0684
住民係 ☎65-0683 } FAX 65-6338

市役所って

～私たちはこのような



財政課

Q1 どのような仕事をしていますか？

財務部財政課には3つの係があり、それぞれ次の業務をしています。

- ① 財政係では、予算の編成や執行管理、財政状況の調査や公表など
- ② 財産管理係では、市有財産の取得や処分、庁舎の維持や管理など
- ③ 契約検査係では、工事等の入札や検査、契約の審査など

Q2 今年度の主要な事業(取り組み)は？

- ① 財政係では、合併前から財政事情が非常に厳しくなってきたことから、予算執行において無駄がないよう厳しく管理するとともに、来年度にかけて中期的な財政計画を策定します。
- ② 財産管理係では、市有地の有効活用の推進及び処分、交換による財源の確保などを行うとともに、庁舎の適正な維持管理によるコストダウンに努めています。
- ③ 契約検査係では、市が発注する工事等について、入札及び契約手続の適正な執行を図り、その透明性、客観性及び競争性を確保するため、甲賀市入札監視委員会を設置します。

Q3 課・所属から市民の皆さんに伝えたいこと等は？

管理部門として、庁内経費の節減に努めるとともに、予算全般にわたって見直しをして、将来の明るい健全な財政を構築したいと考えています。



▲ 請負工事成績評定の様子

【問合せ先】

財政係 ☎65-0676
財産管理係 ☎65-0677 } FAX 63-4561
契約検査係 ☎65-0678 }

税務課

Q1 どのような仕事をしていますか？

税務課には市民税係と資産税係の2つの係があります。市民税係は市県民税、法人市民税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、入湯税、国民健康保険税の課税事務をしています。また、2月～3月には確定申告相談業務も実施しています。

資産税係では、市民の皆さんが所有する市内の資産(土地・家屋等)にかかる固定資産税の課税事務を行っています。地方税法ならびに国が定める「固定資産評価基準」にもとづいて土地・家屋等を調査し、価格を定めて税額を算定します。

Q2 今年度の主要な事業(取り組み)は？

平成18年度には市になって初めての固定資産評価替(3年に1度)を迎えますので、今年度は課税客体の適正な把握や均衡ある評価に傾注して作業を進めているところです。

固定資産税は甲賀市税収のおおよそ5割を占める税金です。納税への更なるご理解をお願いします。

Q3 課・所属から市民の皆さんに伝えたいこと等は？

税の情報について市民の皆さんに、きめ細かく提供するようにしなければならないと思っています。



【問合せ先】

市民税係 ☎65-0679
資産税係 ☎65-0680 } FAX 63-4574